

仕 様 書

1. 業務名

桐陽台第一調整池しゅんせつその他業務

2. 業務目的

桐陽台第一調整池の機能を維持するため、堆積土の撤去その他を行うものである。

3. 業務の実施

- (1) 施工にあたり、住民からの苦情等が出ないように留意し、業務を遂行すること。
- (2) 施工にあたり、関係法令、条件及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。
- (3) 施工にあたり、作業中であることを示す看板を調整池出入口付近に設置すること。
- (4) 施工にあたり、当該調整池下流側へ土砂を流出しないように対策を講じること。
- (5) 施工にあたり、調整池その他の工作物に損傷を与えないように留意すること。
- (6) 施工にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚さないように留意すること。
- (7) 施工前に現場責任者選任届及び業務実施計画書を作成し、発注者へ提出すること。
- (8) 施工時間帯は、8時から17時を見込んでおり、休日に作業をする場合は、休日作業届を提出すること。ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めないものとする。
- (9) 施工後は業務実施報告書に作業写真（作業前、作業中、作業後）としゅんせつ土及び除根ごみの搬出先受入書の写しを添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。

4. 安全管理

- (1) 施工中は、一般車両等の通行に支障をきたすことなく、歩行者や作業従事者の安全に配慮するとともに、交通誘導員の配置及び保安設備の設置等を行ったうえで作業すること。また、作業中に民有地施設、道路施設及び調整池の施設を汚す、損傷させるなどした場合には、受注者において必ず清掃及び修復すること。
- (2) 町内会や関係者に事前説明、作業内容の周知を行い、作業中の安全確保を行うこと。
- (3) 交通誘導警備員の配置人員に変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

5. 土砂等の積込及び運搬

- (1) 積込にあたっては、土砂を水切り乾燥させた後に作業すること。
- (2) 積込、運搬にあたっては、土砂等の流出及び飛散しないように留意すること。
- (3) 土砂等の処理方法及び処分場所について、契約締結の日から7日以内に報告すること。
- (4) 土砂等の処理先の変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

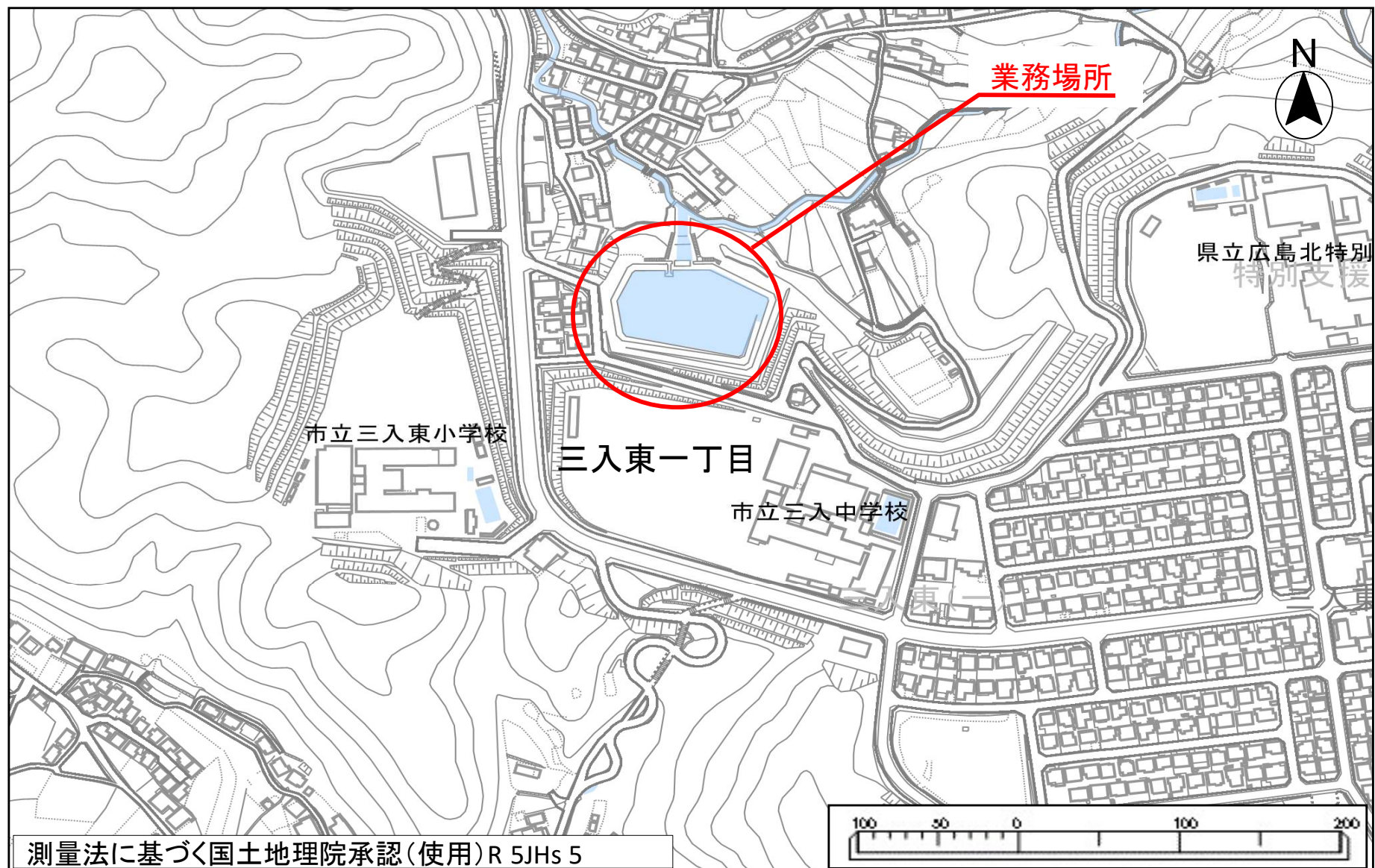
業 務 施 工 条 件

明 示 項 目	明 示 事 項												
工程関係	(施工時間帯) 本業務は、通常の施工時間帯（８時から１７時）での施工を見込んでいるが、施工時間帯の変更が必要となった場合には別途協議することとしている。 (工期) 実質工期は、準備・後片付け期間、検査に要する期間、雨天・休日等を含み、契約の日から令和８年３月３１日までとしている。なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。												
安全対策関係	(交通誘導警備員) 交通誘導警備員は、しゅんせつ土砂の積込・運搬及び除根ごみの積込・運搬に１日あたり１名配置すること。 ただし、対象工種の数量の変更や、現場の実状、地元及び関係機関との協議等により、配置人員に変更が生じた場合は変更の対象とする。												
副産物関係	本業務で発生する土砂は、下記の受入施設に搬出することとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受 入 施 設</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設</td><td>安佐北区安佐町筒瀬 2211 の協和鉱業(株)（片道運搬距離 9.3 km）に搬出するよう見込んでいるが、協和鉱業(株)以外の「広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設」に掲げる受入施設に搬出することを妨げるものではない。</td></tr> </tbody> </table> 本業務の伐木で発生する幹・枝は、下記の受入施設に搬出することとする。 処分数量は 0.04m³ を見込んでいるが、樹勢の状況等により変更が生じた場合は協議すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受 入 施 設</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生木材の受入施設</td><td>安佐北区白木町市川 6009 の協和鉱業(株)白木工場（片道運搬距離 12.9 km）に搬出するよう見込んでいるが、協和鉱業(株)白木工場以外の建設発生木材受入施設に搬出することを妨げるものではない。</td></tr> </tbody> </table> 本業務の伐木で発生する根株は、下記の受入施設に搬出することとする。 処分数量は 0.1 m³ を見込んでいるが、樹勢の状況等により変更が生じた場合は協議すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受 入 施 設</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生木材の受入施設</td><td>安佐北区安佐町飯室字沖野原 2521-1 の(有)三重商会 沖野原事業所（片道運搬距離 15.2 km）に搬出するよう見込んでいるが、(有)三重商会沖野原事業所以外の建設発生木材受入施設に搬出することを妨げるものではない。</td></tr> </tbody> </table> 本業務で発生する刈草は広島市環境局安佐北工場（片道運搬距離 7.4 km）に搬出することとする。	受 入 施 設	備 考	広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設	安佐北区安佐町筒瀬 2211 の協和鉱業(株)（片道運搬距離 9.3 km）に搬出するよう見込んでいるが、協和鉱業(株)以外の「広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設」に掲げる受入施設に搬出することを妨げるものではない。	受 入 施 設	備 考	建設発生木材の受入施設	安佐北区白木町市川 6009 の協和鉱業(株)白木工場（片道運搬距離 12.9 km）に搬出するよう見込んでいるが、協和鉱業(株)白木工場以外の建設発生木材受入施設に搬出することを妨げるものではない。	受 入 施 設	備 考	建設発生木材の受入施設	安佐北区安佐町飯室字沖野原 2521-1 の(有)三重商会 沖野原事業所（片道運搬距離 15.2 km）に搬出するよう見込んでいるが、(有)三重商会沖野原事業所以外の建設発生木材受入施設に搬出することを妨げるものではない。
受 入 施 設	備 考												
広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設	安佐北区安佐町筒瀬 2211 の協和鉱業(株)（片道運搬距離 9.3 km）に搬出するよう見込んでいるが、協和鉱業(株)以外の「広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設」に掲げる受入施設に搬出することを妨げるものではない。												
受 入 施 設	備 考												
建設発生木材の受入施設	安佐北区白木町市川 6009 の協和鉱業(株)白木工場（片道運搬距離 12.9 km）に搬出するよう見込んでいるが、協和鉱業(株)白木工場以外の建設発生木材受入施設に搬出することを妨げるものではない。												
受 入 施 設	備 考												
建設発生木材の受入施設	安佐北区安佐町飯室字沖野原 2521-1 の(有)三重商会 沖野原事業所（片道運搬距離 15.2 km）に搬出するよう見込んでいるが、(有)三重商会沖野原事業所以外の建設発生木材受入施設に搬出することを妨げるものではない。												
公害関係	・実施にあたっては、振動規制法・騒音規制法に基づき施工すること。												

その他	・運搬路等については、粉塵等により公衆へ迷惑を及ぼすことのないよう、清掃等に心掛けること。 しゅんせつ土砂及び根株の搬出において、受入先の事情により「中間処理及び最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場」に搬出する場合には、別途協議を行うこととする。なお、その場合には産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェスト）により産業廃棄物として管理すること。
-----	--

位置図

桐陽台第一調整池



平面図

